

平成18年8月11日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代表取締役社長 新 宅 正 明

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成18年8月28日（月曜日）午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）において、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。その際は、後記59頁から60頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 五色2階 五色の間

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第21期（平成17年6月1日から平成18年5月31日まで）事業報告、ならびに計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役のストックオプション報酬額設定の件
- 第8号議案 従業員に新株予約権を割り当てる件
- 第9号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使等についての決定事項

（次頁【議決権の行使等についての決定事項】をご参照ください。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

添付書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.oracle.co.jp/corp/IR/index.html>）に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についての決定事項】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当期における我が国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や、雇用情勢の改善を背景とした個人消費の緩やかな増加により、景気は回復基調が続きました。

当社はこのような経営環境の変化を踏まえつつ、製品営業の専門化と事業運営の効率化にポイントを置いた組織改編を実施し、これまでの収益基盤を維持しながらも新たな成長を加速させる経営活動を行ってまいりました。

主たる組織改編としては、平成17年6月に製品別と主要産業別に専門化した事業組織である「システム事業統括」と「インダストリー&アプリケーション事業統括」を設置しました。更に、平成18年3月には製品別事業の強化と経営管理機能の強化を目的として従来からの「システム事業統括」にあわせて、「アプリケーション事業統括」および「事業戦略統括」を設置しました。

また、平成18年3月には当社のビジネスおよびテクノロジーに関する国際カンファレンス、「Oracle OpenWorld Tokyo 2006」を開催し、当社の製品とサービスが保有する優れた価値と、将来に向けての高い可能性を国内外に示すことができました。

このような経営活動の結果、当期の売上高は915億64百万円（前期比83億54百万円、10.0%増）、経常利益は322億6百万円（前期比34億9百万円、11.8%増）、当期純利益は189億88百万円（前期比19億98百万円、11.8%増）となり、売上高、経常利益、当期純利益はそれぞれ過去最高となりました。期

未配当金については、平成17年6月30日に発表させていただいた当初予想の1株当たり83円から7円増やし、1株当たり90円とさせていただき予定であり、中間配当金(60円)と合計した1株当たり年間配当金は前期より10円増の150円となる予定です。

各部門別の営業の概況は次のとおりであります。なお当期より、アップデート&プロダクト・サポート売上の重要性が増した為、米国オラクル・コーポレーションの開示資料にあわせ、サポートサービスをアップデート&プロダクト・サポートとアドバンスト・サポートに細分し、ソフトウェアプロダクトに関連する売上とその他のサービス部門の売上に区分しております。

(i) ソフトウェア関連

(a) データベース・テクノロジー

当部門においては、堅調な企業業績に伴って当社のデータベース製品への需要も高まり、「Oracle Database 10g Release 2」の出荷開始とも相まって、売上高は好調に推移しました。大規模システム向けでは、既存システムの増強に伴う需要に加え、引き続き社内システム間のデータ統合や、メインフレームからオープン環境への移行に伴う強い需要がありました。また、高負荷分散のためのオプション機能である「RAC(Real Application Clusters)」の導入が拡大し、この標準化が一層進んでおります。中堅・中小規模システム向けでは、IT投資の活性化と共に、Linuxサーバーによるオープン環境での導入が増加していることから、当社の中小顧客向けデータベースシステムである「Oracle Database 10g Standard Edition One」が、高い伸びを示しております。更に、新たなテクノロジー領域である「Oracle Fusion Middleware」についても、専任組織の設置や積極的な営業活動が功を奏し、大きな成長を達成しました。

これらの結果、当期の売上高は410億60百万円（前期比31億52百万円、8.3%増）となりました。

(b) ビジネス・アプリケーション

当部門においては、経理や人事といった企業の基幹業務や、在庫管理、生産管理、顧客管理、購買管理などの企業活動全般をサポートし、迅速な経営判断と業務の効率化を実現するソフトウェア「Oracle E-Business Suite」を提供しています。

当期は、顧客企業の収益改善に伴う投資姿勢の回復に加え、専門営業組織の新規編成とパートナー各社との協業による顧客カバレッジの強化、コンサルティングサービス機能との統合活動による大企業向けソリューション提案力の強化、Oracle Ne0を中心とした中堅企業向け業務提案力の強化等、新たな施策を積極的に実行したことにより、売上高は32億94百万円（前期比6億77百万円、25.9%増）と順調に伸びました。

(c) アップデート&プロダクト・サポート

当部門においては、ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供を行うことにより、顧客企業のシステム運用の効率化を支援しております。

当期は、ソフトウェアプロダクトの販売が堅調なことに加え、顧客企業の情報インフラの安定稼働に対する要求が引き続き高く、また平成17年5月期より開始したパートナーとのサポート契約情報の共有化の推進により、高いサポート契約率を維持しました。これらの結果、当部門の売上高は383億66百万円（前期比33億46百万円、9.6%増）と堅調に推移しました。

以上により、データベース・テクノロジー部門とビジネス・アプリケーション部門を合計したソフトウェアプロダクト売上に、関連するアップデート&プロダクト・サポート部門の売上を加えたソフトウェア関連部門の売上高は827億21百万円（前期比71億76百万円、9.5%増）と過去最高となりました。

(ii) サービス

(a) アドバンスト・サポート

当部門においては、顧客企業のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供し、顧客企業のシステム構築および運用に関する技術支援を提供しております。

当期は、「Oracle On Demand」（24時間365日、当社専門技術者が遠隔地からのオンライン操作で、顧客企業に導入されたオラクル製品の運用・管理を担当するアウトソーシングサービス）を戦略的サービス領域と位置付け、重点的な取組みを行った結果、平成16年5月期のサービス開始から3年で大きく伸長しました。これらの結果、売上高は11億78百万円（前期比4億48百万円、61.4%増）と拡大しました。

(b) エデュケーションサービス

当部門においては、パートナー企業や顧客向けの研修事業に加え、社会的に評価の高い技術資格として市場に広く認識されている、当社データベース製品認定資格「ORACLE MASTER」、およびビジネス・アプリケーション製品認定資格「Oracle Certified Consultant（オラクル認定コンサルタント）」の認定事業を行っています。

当期は、上半期のIT教育投資抑制の影響が残りましたが、データベース・テクノロジー製品に対する、パートナー企業や顧客企業の研修需要の拡大が見られました。その結果、売上高は19億76百万円（前期比45百万円、2.3%減）となりました。

なお、当期末時点で当社データベース製品の認定資格「ORACLE MASTER」の取得資格数（注）は約15.3万件（前期末比約14.0千件増）、ビジネス・アプリケーション製品の認定資格「Oracle Certified Consultant」の取得資格数は約7.3千件（前期末比約4.7百件増）となりました。

(注) 平成15年10月より、日本の「ORACLE MASTER」資格制度がグローバル対応に改定されたことに伴い、取得資格数の算出方法が変更されました。これにより、文中の取得資格数は前期に遡って再計算した数字になっております。例えば、一人の受験者がOracle8、Oracle8i、Oracle9iに対してPlatinumを順次取得された場合は、従来の計算方法では合わせて1件としていたところ、対応製品バージョン毎に1件とカウントし、合計3件として再計算されております。

(c) コンサルティングサービス

当部門においては、データベース・テクノロジー製品、フュージョンミドルウェア製品、およびビジネス・アプリケーション製品に関する、技術コンサルティングや業務コンサルティングの提供、システム構築に係る導入計画、設計開発、移行運用等、各フェーズでの顧客支援作業の提供、更に産業別に特化したインダストリーソリューションの提供を行っています。

当期は、顧客企業の基幹業務を対象としたデータベース・テクノロジー製品の新規導入や安定運用に関する、旺盛な技術支援ニーズに敏速に対応したこと、ならびにフュージョンミドルウェア製品やビジネス・アプリケーション製品の大企業向けソリューション提案力の強化や短期標準モデルの導入を積極的に行ったことから、売上高は56億87百万円（前期比7億75百万円、15.8%増）となりました。

以上により、サービス部門の売上高は88億42百万円（前期比11億78百万円、15.4%増）となりました。

各部門別の売上高は次のとおりとなっております。

区 分		第 20 期 平成17年5月期		第 21 期 平成18年5月期		
		金額	構成比	金額	構成比	対前期比
	データベース・テクノロジー	百万円 37,908	% 45.6	百万円 41,060	% 44.8	% 8.3
	ビジネス・アプリケーション	2,617	3.1	3,294	3.6	25.9
	ソフトウェアプロダクト 小計	40,525	48.7	44,355	48.4	9.5
	アップデート&プロダクト・サポート	35,019	42.1	38,366	41.9	9.6
	ソフトウェア関連計	75,544	90.8	82,721	90.3	9.5
	アドバンスト・サポート	730	0.9	1,178	1.3	61.4
	エデュケーションサービス	2,021	2.4	1,976	2.2	△2.3
	コンサルティングサービス	4,912	5.9	5,687	6.2	15.8
	サ ー ビ ス 計	7,664	9.2	8,842	9.7	15.4
	合計	83,209	100.0	91,564	100.0	10.0

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は81億49百万円であります。その主なものはコンピュータ機器類の購入によるもの2億90百万円、および本社ビル取得手付金等78億16百万円であります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得および差入保証金の支払を含んでおります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

⑦ 対処すべき課題

平成18年5月末現在、当社の発行済株式総数のうち74.8%をオラクル・ジャパン・ホールディング・インクが所有しており、株式分布のうち上位株主の占める割合が高くなっております。上位株主の保有比率が上昇した場合、当社の上場株式数に占める少数特定者持株数の割合が東京証券取引所の上場廃止基準（75%）に抵触する可能性があります。少数特定者持株数比率の見直しを進めた結果、平成18年5月31日時点においては上場廃止基準（75%）へ抵触しない見込みです。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 18 期 平成15年 5月期	第 19 期 平成16年 5月期	第 20 期 平成17年 5月期	第21期(当期) 平成18年 5月期
売 上 高(百万円)	86,249	82,858	83,209	91,564
経 常 利 益(百万円)	25,848	27,784	28,797	32,206
当期純利益(百万円)	13,963	16,032	16,989	18,988
1株当たり 当期純利益 (円)	108.96	125.20	133.51	149.51
総 資 産(百万円)	110,233	111,984	107,049	110,917
純 資 産(百万円)	80,340	79,666	77,468	78,714
1株当たり 純 資 産 (円)	630.18	626.81	609.77	619.72

- (注) 1. 第19期については、コンサルティングサービスにおける売上重視から収益率改善に留意した事業構造改革の遂行等の結果、第18期に比べ、売上高が減少しましたが、経常利益、当期純利益は増加しました。
2. 第20期については、コンサルティングサービスにおける事業構造改革の継続と、インダストリー毎の組織再編等による顧客カバレッジの拡大およびパートナービジネスの拡充等の結果、第19期に比べ、売上高、経常利益ならびに当期純利益が増加しました。
3. 第21期については、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の75.2%（株式数94,967千株）を保有しております。なお、同社はオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の子会社であります。

当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーション（オラクル・コーポレーションの知的財産の保有・管理を行うオラクル・コーポレーションの子会社。米国カリフォルニア州）と締結している販売代理店契約に基づき、オラクル・コーポレーションが開発するソフトウェアプロダクトの供給を受け、日本国内の顧客向けに販売し、その売上的一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払っております。

② 重要な子会社の状況

子会社として、Linuxオペレーティング・システムおよび関連製品・サービスの開発・販売等を行う、ミラクル・リナックス株式会社（平成12年6月設立、資本金4億円、当社出資比率50.5%）があります。平成18年5月期の同社の売上高は22億76百万円、税引前当期純利益は63百万円ですが、同社の売上高、総資産額等からみて連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結計算書類は作成しておりません。

(4) 主要な事業内容

当社は、リレーショナルデータベース管理システム、ミドルウェア、およびビジネス・アプリケーション等のソフトウェアの販売、当該ソフトウェアを利用した各種システムやアプリケーション開発、管理用ソフトウェアの販売ならびにこれらソフトウェアプロダクトの利用を支援するための各種サービスの提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

平成18年 5月31日現在

部 門	事業内容
データベース・テクノロジー	リレーショナルデータベース管理システム「Oracle Database 10g」、ミドルウェア「Oracle Application Server 10g」、コラボレーション製品「Oracle Collaboration Suite」等のソフトウェアの販売ならびに当該ソフトウェアを利用したシステムやアプリケーション開発を行うための開発用ソフトウェアおよび管理用ソフトウェアの販売
ビジネス・アプリケーション	ビジネス・アプリケーション「E-Business Suite 11i.10」等の販売
アップデート&プロダクト・サポート	ソフトウェアプロダクトの更新権の提供、一般的な製品サポート、ならびに潜在的な問題の事前回避を可能とする技術情報の提供
アドバンスト・サポート	顧客企業のニーズに応じたアウトソーシングサービスなどの高付加価値サービスの提供
エデュケーションサービス	技術資格の認定、システム技術者およびエンドユーザー向けのソフトウェアプロダクトの研修の実施
コンサルティングサービス	ユーザーのシステム構築に関する支援のための各種コンサルティングサービスの提供

(5) 主要な事業所

平成18年 5月31日現在

本 社 東京都千代田区紀尾井町4番1号

支 社 北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）、西日本支社（大阪市北区）、西部支社（福岡市中央区）

支 店 北陸支店（石川県金沢市）、広島支店（広島市中区）、沖縄支店（沖縄県那覇市）

研 修 セ ン タ ー トレーニングキャンパス渋谷（東京都渋谷区）、
トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）

オ フ ィ ス 用賀オフィス（東京都世田谷区）

（注）平成18年6月1日付で、西日本支社を関西支社に、広島支店を中国・四国支店に名称変更しております。

(6) 従業員の状況

平成18年5月31日現在

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,530名	49名増	35.3歳	5.8年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社への出向社員（4名）を含まず、また、他社からの出向社員（2名）、嘱託社員（2名）を含んでおりません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成18年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 511,584,909株
- ② 発行済株式の総数 127,016,371株
- ③ 株主数 48,630名（前事業年度末比274名減少）
- ④ 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式を有する株主

株主名	持株数（千株）
オラクル・ジャパン・ホールディング・インク 常任代理人 日興コーディアル証券株式会社	94,967

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成18年5月31日付で自己株式1,185,091株を消却いたしました。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 会社社員の保有する新株予約権等の状況（平成18年5月31日現在）

(i) 取締役（社外役員を除く）の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
平成11年10月1日	264個 (注) 2	普通株式 26,400株	3名	無償	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	325個 (注) 2	普通株式 32,500株	3名		28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで
平成13年10月1日	275個 (注) 2	普通株式 27,500株	3名		11,780円	平成15年10月1日から 平成23年8月23日まで
平成14年10月1日	400個	普通株式 40,000株	3名		3,870円	平成16年10月1日から 平成24年8月21日まで
平成15年10月1日	115個	普通株式 11,500株	2名		5,931円	平成17年10月1日から 平成25年8月21日まで
平成16年10月1日	200個	普通株式 20,000株	2名		5,583円	平成18年10月1日から 平成26年8月25日まで

(注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

2. 当該新株予約権等は、旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権であります。

(ii) 社外取締役（社外役員に限る）の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

(iii) 監査役の保有する新株予約権等

発行日	新株予約権等の数 (注) 1	目的となる株式の種類および数	保有者数	発行価額	権利行使時の1株当たり払込金額	権利行使期間
平成11年10月1日	9個 (注) 2	普通株式 900株	1名	無償	11,132円	平成13年10月1日から 平成21年8月25日まで
平成12年10月1日	4個 (注) 2	普通株式 400株	1名		28,205円	平成14年10月1日から 平成22年8月24日まで

(注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

2. 当該新株予約権等は、旧商法第280条ノ19第1項に定める新株引受権であります。

② 当該事業年度中の新株予約権交付の状況

(i) 当社従業員に対する交付の状況

平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議に基づき、当社従業員に対し次のとおり新株予約権を発行しております。

(i) - (1) 平成17年9月28日取締役会決議（平成17年10月1日発行）

(a) 発行した新株予約権の数

3,260個（新株予約権1個につき普通株式100株）

(b) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 326,000株

(c) 新株予約権の割当を受けた者の数

当社従業員 1,166名

(d) 新株予約権の発行価額

無償

(e) 権利行使時の1株当たり払込金額

5,000円

(f) 行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(イ) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

1. 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

2. 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(ウ) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとする。

(エ) その他、新株予約権割当契約書に記載の条件に従うものとする。

- (g) 消却の事由および条件
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき。
 - (イ) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき。
 - (ウ) その他、割当契約に定める事由により新株予約権が当社に返還されたとき。
 - (h) 有利な条件の内容
上記内容の新株予約権を、ストックオプションとして無償で発行した。
 - (i) - (2) 平成18年3月23日取締役会決議（平成18年3月23日発行）
 - (a) 発行した新株予約権の数
30個（新株予約権1個につき普通株式100株）
 - (b) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 3,000株
 - (c) 新株予約権の割当を受けた者の数
当社従業員 1名
 - (d) 新株予約権の発行価額
無償
 - (e) 権利行使時の1株当たり払込金額
5,760円
 - (f) 行使の条件
(i) - (1) 平成17年9月28日取締役会決議に同じ。
 - (g) 消却の事由および条件
(i) - (1) 平成17年9月28日取締役会決議に同じ。
 - (h) 有利な条件の内容
(i) - (1) 平成17年9月28日取締役会決議に同じ。
 - (ii) 子会社の役員および従業員に対する交付の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

平成18年5月31日現在

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役	新宅 正明	社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント
取締役	東 裕二	副社長執行役員 事業戦略統括 最高執行責任者兼インダストリー事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長
取締役	保 科 実	常務執行役員 サポートサービス本部長
取締役	デレク・エイチ・ウィリアムズ	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括
取締役	ジョン・エル・ホール	オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティー
監査役(常勤)	所 芳 正	
監査役	中 森 真 紀 子	公認会計士
監査役	野 間 自 子	弁護士

(注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、代表取締役 新宅 正明、取締役 東 裕二、保科 実の各氏は執行役員を兼務しております。

2. 取締役の担当の変更

平成18年2月23日開催の取締役会の決議により、平成18年3月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏名
取締役副社長執行役員 事業戦略統括 最高執行責任者兼インダストリー事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長	取締役副社長執行役員 インダストリー&アプリケーション事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長	東 裕 二
取締役常務執行役員 サポートサービス本部長	取締役常務執行役員 サポートサービス本部長兼インダストリー&アプリケーション事業統括 アプリケーション事業推進本部長	保 科 実

3. 決算期後に生じた取締役の異動

- (1) 平成18年5月24日開催の取締役会の決議により、平成18年6月1日付で取締役の担当の変更がありました。

新	旧	氏名
代表取締役社長 最高経営責任者	代表取締役社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者	新宅 正明
取締役 事業戦略担当兼アプリケーション事業担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括本部長	取締役副社長執行役員 事業戦略統括 最高執行責任者兼インダストリー事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長	東 裕 二
取締役 システム事業担当 常務執行役員 システム営業統括本部長	取締役常務執行役員 サポートサービス本部長	保 科 実

- (2) 平成18年6月1日付で取締役の他の法人における担当に変更がありました。

新	旧	氏名
チェアマン アンド エグゼクティブ・バイス・プレジデント オラクル・コーポレーション アジア・パシフィック アンド ジャパン	オラクル・コーポレーション エグゼクティブ・バイス・プレジデント アジア・パシフィック統括	デレク・エイチ・ウィリアムズ

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取 締 役	3名	211百万円	株主総会決議（平成10年8月21日）による報酬限度額 月額30百万円
監 査 役	3名	29百万円	株主総会決議（平成13年8月23日）による報酬限度額 月額5百万円
計	6名	241百万円	

- (注) 1. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役3名に対し96百万円、監査役1名に対し2百万円）が含まれております。
2. 役員退職慰労金制度はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

貸借対照表

(平成18年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	15,864	1. 買掛金	6,717
2. 受取手形	4	2. 未払金	2,776
3. 売掛金	14,867	3. 未払法人税等	7,450
4. 有価証券	65,001	4. 未払消費税等	695
5. 商用品	3	5. 前受金	12,502
6. 前払費用	303	6. 預り金	135
7. 繰延税金資産	1,662	7. 賞与引当金	1,449
8. 未収入金	524	8. 役員賞与引当金	99
9. その他	117	9. その他	376
10. 貸倒引当金	△0	流動負債合計	32,203
流動資産合計	98,349	負債合計	32,203
II 固定資産		(純資産の部)	
1. 有形固定資産		I 株主資本	
(1) 建物附属設備	414	1. 資本金	22,144
(2) 器具及び備品	596	2. 資本剰余金	
(3) 建設仮勘定	7,816	資本準備金	33,582
有形固定資産合計	8,828	資本剰余金合計	33,582
2. 無形固定資産		3. 利益剰余金	
(1) ソフトウェア	12	(1) 利益準備金	3,212
(2) その他	0	(2) その他利益剰余金	
無形固定資産合計	13	特別償却準備金	34
3. 投資その他の資産		繰越利益剰余金	19,614
(1) 投資有価証券	631	利益剰余金合計	22,861
(2) 関係会社株式	29	4. 自己株式	△1
(3) 繰延税金資産	385	株主資本合計	78,586
(4) 差入保証金	2,652	II 評価・換算差額等	
(5) その他	37	その他有価証券評価差額金	127
(6) 貸倒引当金	△9	評価・換算差額等合計	127
投資その他の資産合計	3,726	純資産合計	78,714
固定資産合計	12,567	負債・純資産合計	110,917
資産合計	110,917		

損 益 計 算 書

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	91,564
II 売 上 原 価	37,010
III 売 上 総 利 益	54,553
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	22,427
IV 営 業 利 益	32,126
IV 営 業 外 収 益	96
V 営 業 外 費 用	15
VI 経 常 利 益	32,206
VI 特 別 利 益	92
1. 関 係 会 社 株 式 売 却 益	91
2. そ の 他	0
VII 特 別 利 益 合 計	92
VII 特 別 損 失 合 計	95
1. 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	78
2. そ の 他	16
特 別 損 失 合 計	95
税 引 前 当 期 純 利 益	32,203
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,184
法 人 税 等 調 整 額	30
当 期 純 利 益	18,988

株主資本等変動計算書

(平成17年6月1日から
平成18年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			自己株式	
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成17年5月31日 残高	22,131	33,569	3,212	94	23,778	27,085	△5,493	77,292
当期中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	13	13						26
剰余金の配当					△17,778	△17,778		△17,778
特別償却準備金のし 取崩				△59	59	-		-
前期利益処分による 役員賞与						△38	△38	△38
当期純利益					18,988	18,988		18,988
自己株式の取得							△18	△18
自己株式の処分						△19	△19	115
自己株式の消却					△5,376	△5,376	5,376	-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)								
当期中の変動額合計	13	13	-	△59	△4,164	△4,224	5,492	1,294
平成18年5月31日 残高	22,144	33,582	3,212	34	19,614	22,861	△1	78,586

	評価・換算 差額等 その他有 価証券評 価差額金	純資産合計
平成17年5月31日 残高	176	77,468
当期中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		26
剰余金の配当		△17,778
特別償却準備金のし 取崩		-
前期利益処分による 役員賞与		△38
当期純利益		18,988
自己株式の取得		△18
自己株式の処分		115
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△48	△48
当期中の変動額合計	△48	1,245
平成18年5月31日 残高	127	78,714

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券……………償却原価法
- (3) その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品……………月別総平均法に基づく原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
 - 建物附属設備……………定率法
 - 器具及び備品
 - コンピュータハードウェア…定額法
 - その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	8年～15年
器具及び備品	
パーソナルコンピュータ	2年
サーバー	3年
その他	5年～8年

- (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4. 引当金の計上方法

- (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
 - 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は78,714百万円であります。

なお、当期より貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年 法務省令第13号）により作成しております。

(役員賞与に関する会計基準)

当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、利益処分により株主総会の決議を経て未処分利益の減少として処理しておりましたが、当期より発生時に費用処理しております。

この結果、従来の方法と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ99百万円減少しております。

[貸借対照表注記]

1. 関係会社に対する短期金銭債権	1,347百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,075百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	4,447百万円

[損益計算書注記]

関係会社との取引

営業取引

売上高

2,109百万円

仕入高

391百万円

その他の営業取引

191百万円

[株主資本等変動計算書注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	128,194	6	1,185	127,016
自己株式				
普通株式 (注) 3	1,211	3	1,214	0

(注) 1. 発行済株式数の増加6千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 発行済株式数の減少1,185千株は、自己株式消却にともなうものであります。

3. 自己株式の減少のうち1,185千株は、自己株式消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年8月24日 定時株主総会	普通株式	10,158	80	平成17年5月31日	平成17年8月25日
平成17年12月22日 取締役会	普通株式	7,619	60	平成17年11月30日	平成18年2月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成18年8月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	11,431	利益剰余金	90	平成18年5月31日	平成18年8月30日

3. 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成11年10月1日	普通株式	279,350 株
平成12年10月1日	普通株式	221,800 株
平成13年10月1日	普通株式	302,900 株
平成14年10月1日	普通株式	164,900 株
平成15年10月1日	普通株式	171,800 株
平成16年1月9日	普通株式	300 株
合 計		1,141,050 株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

[税効果会計注記]

繰延税金資産・負債の主な発生原因別内訳

平成18年5月31日現在

(単位：百万円)

(流動の部)	
繰延税金資産	
未払金	172
未払事業税	571
前受金	282
賞与引当金	589
その他	46
繰延税金資産合計	1,662
(固定の部)	
繰延税金資産	
減価償却費超過額	282
投資有価証券評価損	107
その他	106
繰延税金資産合計	495
繰延税金負債	
特別償却準備金	△23
有価証券評価差額金	△87
繰延税金負債合計	△110
繰延税金資産の純額	385

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 619.72円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 149.51円 |

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成18年7月26日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 二 村 隆 章 ㊞

公認会計士 太 田 恵 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類・伝票等を閲覧し、本社及び支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年7月28日

日本オラクル株式会社 監査役会

監査役(常勤) 所 芳 正 ㊟

監査役 中 森 真紀子 ㊟

監査役 野 間 自 子 ㊟

(注) 監査役中森真紀子及び監査役野間自子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対し収益状況に対応した適切な利益還元を行うことを念頭に置き、企業体質の強化と将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで配当を決定しております。この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたしたいと存じます。

2. 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき90円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は11,431百万円となります。

3. 剰余金の配当がその効力を生じる日

平成18年8月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① 定款に定めがあるとみなされる事項についての規定を新設するものであります。

- ・取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定。
- ・株式に係る株券を発行する旨の規定。
- ・株主名簿管理人を置く旨の規定。

② 定款で定めることにより可能となる事項についての規定を新設するものであります。

- ・ 単元未満株主が行使することができる権利の範囲を相当なものとするべく、単元未満株主の権利を限定するための規定を新設するものであります。
- ・ 株主総会招集手続の合理化を図るべく、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより株主の皆様提供したもののみならずことを可能とするための規定を新設するものであります。
- ・ 取締役会の機動的な運営を図るべく、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。
- ・ 社外監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮され、また、社外監査役として有用な人材を招聘すべく、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。
- ・ 資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするための規定を新設するものであります。

③ その他引用する法律条文や用語の変更を行うものであります。

(2) 株式の消却が行われた場合でも発行可能株式総数を減じないこととするため、現行定款第5条但書を削除するものであります。

なお、同条につきましては、平成18年5月31日付で自己株式1,185,091株を消却したことに伴い、「5億1,277万株」と記載されていた部分は、同条但書に基づき、同日付で「5億1,158万4,909株」に変更となりました。

(3) その他、条文の整理、表現の変更、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当会社は、日本オラクル株式会社と称し、英文名はORACLE CORPORATION JAPANと表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ・ソフトウェアの研究、開発、使用許諾、実施許諾、輸出入、販売および賃貸 2. コンピュータ・ソフトウェアを記録する媒体物の制作および販売 3. コンピュータ・ハードウェアの製造、輸出入、販売および賃貸 4. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する技術援助 5. コンピュータ・ソフトウェアまたはハードウェアに関する教育、技術指導および研修の実施ならびに自習教材の販売および提供 6. 経営コンサルティング業務ならびに情報システムに関するコンサルティングおよびシステム監査（情報システムの点検、評価、助言、勧告等）業務 7. 書籍、雑誌等の印刷物の出版および販売 8. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 投資業務</p> <p>10. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、5億1,158万4,909株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5億1,158万4,909株とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数とあわせて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>（以下「<u>買増し</u>」という。）を<u>当社に請求することができる。</u></p> <p>(<u>単元未満株式の権利制限</u>)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する請求、届出、申出の手続き</u>および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>3. <u>前条に規定する請求を行う権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期</u>の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者とするができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する</u>定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によってなされるものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってなされるものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 会長および社長は当会社を代表し、当会社の業務を統括する。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、<u>当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>③ 取締役会の決議により、会長および社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (削 除)</p> <p>取締役会の決議により、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議により、会長および社長各1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、議決に加わる</u>ことのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録には、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間に、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任に関して、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、社外取締役の当会社に対する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、<u>法令の定めに従い作成する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第29条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>(補欠監査役の選任方法)</u></p> <p>第29条 当会社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>② <u>補欠監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>③ <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>③ <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役は、<u>その互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>② 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事録には、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事録は、<u>法令の定めに従い作成する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払いの利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払いの配当金には利息を付けない。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の株式の数
1	新宅正明 (昭和29年9月10日生)	昭和53年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年12月 当社入社 第三営業部長 平成5年6月 当社営業企画部長兼第三営業部長 平成6年9月 当社取締役マーケティング本部長 平成8年8月 当社常務取締役製品事業本部ゼネラルマネジャー 平成10年6月 当社常務取締役営業統括本部担当 平成11年6月 当社常務取締役営業統括本部長 平成12年6月 当社常務取締役事業統括本部長 平成12年8月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成13年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者 オラクル・コーポレーション シニア・バイス・プレジデント（現任） 平成16年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長 平成17年1月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼パートナービジネス統括本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年2月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼ビジネスアライアンス本部長兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年5月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼テクノロジープロダクト統括本部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者兼システム事業統括 最高執行責任者 平成18年6月 当社代表取締役社長 最高経営責任者（現任）	105,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の 株式の数
2	東 裕 二 (昭和30年1月24日生)	<p>昭和54年4月 株式会社不二家入社</p> <p>昭和55年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社</p> <p>昭和61年8月 株式会社エス・エフ・アイ入社</p> <p>昭和63年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社</p> <p>平成10年10月 当社入社 コンサルティングサービス本部ERPソリューション部統括マネジャー</p> <p>平成12年8月 当社執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成13年6月 当社上席執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成13年9月 当社常務執行役員コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成14年6月 当社専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長</p> <p>平成14年8月 当社取締役専務執行役員技術統括担当兼ソリューションコンサルティング本部長</p> <p>平成15年3月 当社取締役専務執行役員コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成16年6月 当社取締役専務執行役員インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成16年9月 当社取締役専務執行役員アジアパシフィック事業開発室・インダストリーセールス&コンサルティングサービス担当兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成17年6月 当社取締役副社長執行役員 インダストリー&アプリケーション事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成18年3月 当社取締役副社長執行役員 事業戦略統括 最高執行責任者兼インダストリー事業統括 最高執行責任者兼コンサルティングサービス本部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役 事業戦略担当兼アプリケーション事業担当 副社長執行役員 コンサルティングサービス統括本部長 (現任)</p>	400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の 株 式 の 数
3	保 科 実 (昭和35年11月11日生)	昭和59年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成7年2月 当社入社 サーバーテクノロジー事業部課長代理 平成9年6月 当社製品事業本部インターネットシステム営業部マネジャー 平成11年6月 当社マーケティング統括本部アプリケーション製品統括部シニアディレクター 平成12年8月 当社執行役員製品マーケティング本部長 平成14年6月 当社執行役員サポートサービス本部長 平成15年6月 当社常務執行役員サポートサービス本部長 平成16年8月 当社取締役常務執行役員サポートサービス本部長 平成17年1月 当社取締役常務執行役員アプリケーションプロダクト統括・サポートサービス担当兼アプリケーションプロダクト統括本部長兼サポートサービス本部長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 サポートサービス本部長兼インダストリー&アプリケーション事業統括アプリケーション事業推進本部長 平成18年3月 当社取締役常務執行役員 サポートサービス本部長 平成18年6月 当社取締役 システム事業担当常務執行役員 システム営業統括本部長 (現任)	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の株式の数
4	松岡 繁 (昭和32年5月27日生)	昭和55年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 平成17年9月 当社入社 常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス本部長兼インフラ開発・アプリケーションIT担当 平成17年12月 当社常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス本部長兼インフラ開発本部長兼アプリケーションIT担当 平成18年3月 当社常務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス本部長兼IT・総務担当 (現任)	一株
5	デレク・エイチ・ウィリアムズ (昭和19年12月30日生)	昭和36年4月 アイ・ティー・アンド・ティー・クリード (UK) 入社 昭和44年4月 パーカー・ペン (UK) データ・プロセッシング・マネジャー 昭和52年10月 システムソルブ (UK) ディレクター 昭和60年12月 ユニソフト (UK) ディレクター 昭和63年10月 オラクル・コーポレーションUK リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション パイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成5年7月 同社 シニア・パイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・パイス・プレジデント アジア・パシフィック統括 平成13年8月 当社取締役 (現任) 平成18年6月 チェアマン アンド エグゼクティブ・パイス・プレジデント オラクル・コーポレーション アジア・パシフィック アンド ジャパン (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の株式の数
6	ジョン・エル・ホール (昭和29年10月30日生)	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション (IBM) 入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オープンシステム セールス&マーケティング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コーポレート・グローバル・アライアンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オラクル・アジア・パシフィック・アライアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ワールドワイド・アライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデント オラクル・ユニバーシティ (現任) 平成15年8月 当社取締役 (現任)	一株
7	エリック・アール・ポール (昭和39年1月3日生)	昭和63年3月 エイ・ティー・アンド・ティー・コーポレーション 入社 平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレーション コーポレート・ファイナンス マネジャー 平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスター・ディビジョン (UK) ファイナンス ディレクター 平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コーポレート・ファイナンス ディレクター アシスタント・トレジャラー 平成13年5月 フレクストロニクス・インターナショナル・リミテッド アシスタント・トレジャラー 平成17年5月 オラクル・コーポレーション バイス・プレジデント トレジャラー (現任)	一株

- (注) 1. デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、ジョン・エル・ホール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ボール氏は同社バイス・プレジデントを兼務しており、当社は同社を中心とする企業集団に属しております。当社と同社との関係につきましては「添付書類」の12頁「1. 当社の現況に関する事項 (3) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社との関係」をご参照ください。
2. 上記1. を除き、各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. デレク・エイチ・ウィリアムズ、ジョン・エル・ホールならびにエリック・アール・ボールの3氏は社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役野間自子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の 株式の数
野間 自子 (昭和34年5月27日生)	昭和61年4月 弁護士登録 早川総合法律事務所入所 平成4年11月 さくら共同法律事務所入所 平成7年1月 大島総合法律事務所入所 平成10年12月 三宅坂総合法律事務所パートナー(現任) 平成14年8月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、高岡由美子氏は監査役所芳正氏の補欠としての候補者、今村 誠氏は社外監査役中森真紀子氏および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の同野間自子氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	有する当社の 株式の数
1	高岡 由美子 (昭和34年4月28日生)	昭和59年4月 日本電子計算株式会社入社 昭和61年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 当社入社 パートナー第3営業部 平成9年4月 当社マーケティング本部企画推進部マネジャー 平成10年6月 当社営業統括本部事業企画部統括マネジャー 平成11年6月 当社人事教育本部採用開発部統括マネジャー 平成12年6月 当社人事教育本部人事企画部シニアディレクター 平成13年10月 当社管理本部ライセンスマネジメントサービス部シニアディレクター 平成14年6月 当社監査室長 平成16年6月 当社経営監査室長(現任)	500株
2	今村 誠 (昭和36年12月13日生)	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー(現任)	一株

(注) 1. 上記両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 今村 誠氏は、社外監査役の要件を満たしております。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額については、平成10年8月21日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額30万円以内、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会において、監査役の報酬額を月額50万円以内としてご承認いただいておりますが、経営の効率化による取締役および監査役の員数の減少を踏まえ、従来月額で表示された報酬額を年額による表示に改めて、取締役の報酬額を年額1億500万円以内、監査役の報酬額を年額400万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、会社法（平成17年法律第86号）の施行により、取締役および監査役の賞与が、株主総会のご承認をいただく報酬等に含まれることとなりましたので、前記報酬額とは別枠で、取締役の賞与として年額1億500万円以内の報酬額の設定について、あわせてご承認させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名、監査役は3名ですが、第3号議案ならびに第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名、監査役は現在と同じ3名となります。

第7号議案 取締役のストックオプション報酬額設定の件

社外取締役を除く当社取締役に対してストックオプションの付与として割り当てられる新株予約権の払込みに充てるため、第6号議案の取締役報酬額および賞与としての報酬額とは別枠で、当該当社取締役に報酬等の一部として年額500万円の範囲内で金銭を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は従来取締役および従業員に対し商法の規定に基づき特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき株主総会の承認を得て、発行価額を無償として新株予約権を発行しておりましたが、会社法（平成17年法律第86号）の施行により、賞与と同じく、ストックオプションの付与として割り当てる新株予約権も、賞与と同じく株主総会のご承認をいただく取締役の報

酬等に含まれることとなりましたので、取締役の報酬等の一部としてお諮りするものであります。

新株予約権の募集事項の決定は、会社法第240条第1項に基づき取締役会の決議により行うこととします。

ストックオプションとしての新株予約権の概要は以下のとおりであります。

1. 新株予約権割当の対象者

本議案における報酬等の一部としての金銭の支給の対象となる取締役は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

2. スtockオプションとしての新株予約権を付与する理由

業務執行に当たる当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、その経営努力による企業価値の増大を通じて株主各位の利益を図るため、当該取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を付与する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 35,000株を上限とする。

(2) 募集する新株予約権の総数

350個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株)

(3) 募集する新株予約権の払込価額

新株予約権割当日において、一般に用いられる方法により算定した公正価額とする。

新株予約権の払込は、割当を受ける取締役に当該払込金額に相当する金銭を報酬等の一部として支給し、当該金銭報酬請求権と払込義務とを相殺する方法により行う。

(4) 本募集事項に定めた新株予約権（以下「新株予約権」という）の行使時に払い込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額に(2)で定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

第三者に対する本新株予約権の全部または一部の譲渡、担保権の設定その他一切の処分はできないものとする。

(6) 新株予約権を行使し、金銭払込が可能な期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日から平成28年8月29日まで。

(7) 新株予約権を行使するための条件、消滅事由、割当、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項その他に関する必要事項は取締役会決議で定める。

第8号議案 従業員に新株予約権を割り当てる件

会社法第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員を対象とするストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権割当の対象者

当社従業員

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 295,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行する日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日から平成28年8月29日まで（以下、「権利行使期間」という）

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

第三者に対する本新株予約権の全部または一部の譲渡、担保権の設定その他一切の処分はできないものとする。

3. 新株予約権の数

2,950個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2.（1）に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

5. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

6. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

7. 新株予約権の消滅事由

(1) 権利行使期間内に権利を行使しない場合、または権利行使期間内であっても権利を行使することができなくなった場合、本新株予約権は消滅する。

(2) 以下の事由が発生したときは、本新株予約権は会社法の定めるところに従い消滅する。

① 当社が消滅会社となる吸収合併契約または新設合併契約が株主総会で承認された場合

- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画が株主総会で承認され、かつ分割承継会社が新株予約権の割当を受けた対象者に対し同社の新株予約権を交付する場合
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が株主総会で承認され、かつ完全親会社が新株予約権の割当を受けた対象者に対し同社の新株予約権を交付する場合

8. その他

その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会の決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

第9号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役3名および監査役1名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与を取締役分96百万円、監査役分については3百万円以内で支給することにつきご承認をお願いするものであります。

以上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。
（「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためSSL（暗号化）通信および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は平成18年8月28日（月）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（または携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には十分ご注意ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はポケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

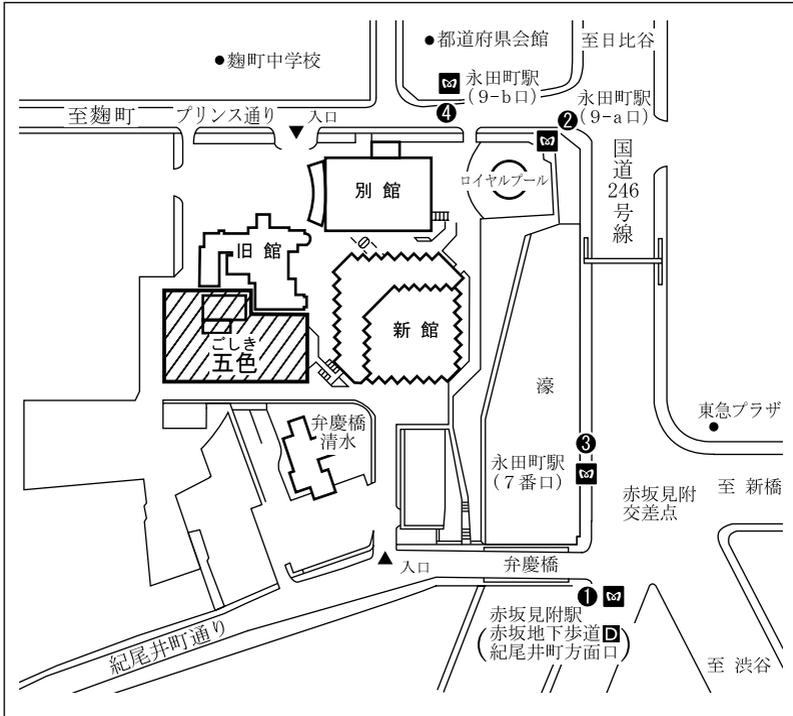
メ モ

メ モ

メ モ

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 五色2階 五色の間
電話 (03) 3234-1111



(交通のご案内)

地下鉄／①銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅 (赤坂地下歩道 **D** 紀尾井町方面口) から徒歩1分。

②南北線永田町駅 (9-a口) 隣接。

③半蔵門線永田町駅 (7番口) から徒歩2分。

④有楽町線永田町駅 (9-b口) から徒歩1分。

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。